

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和7年9月3日（水）
午後6時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年9月3日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名

上中島地区 村崎 信明 片貝地区 山本 行雄

加積地区 西田 八郎 経田地区 南塚 英雄

7. 議事録署名委員

14番 石坂 誠一 1番 水尾 英俊

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後6時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度9月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、14番石坂委員、1番水尾委員にお願いいたします。

議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件4筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が9,172.00 m²です。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は決定いたします。

議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は5件ございます。地区別の内訳は表のとおりです。面積が6,972.36㎡です。

【議案第24号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 事務局の説明にあったとおりです。

6番： 事務局の説明にあったとおりです。

3番： 申請内容については事務局の説明にあったとおりです。

工事着工まで期間が空くようであれば周辺農地への影響がないように、草刈り等を実施していただきたいです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第24号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地パトロール結果報告について
・農振除外（令和7年7月受付分について）
・非農地通知（令和7年8月実施分について）

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後8時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第23号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、長年耕作されていなかった農地を、富山市で後継者のいない農地や耕作放棄地を耕作されている譲受人に所有権を移転するものである。譲受人は滑川市在住であるが、長年の農業経験から、適切に農地を管理されるものと考えられ、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、8月22日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第23号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が労力不足により耕作ができなくなったため、従前から申請地を耕作している譲受人に農地の管理を任せるため、所有権を移転するものである。今般の所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、8月22日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は農業用施設です。	
転用目的	譲受人はこれまで隣接の倉庫を東蔵地区より借り受けて利用していました。今般、東蔵地区より返還の申し出があり、既存地周辺で農業用機械置場を整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが雑種地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は農業用機械置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農業用機械置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け近隣の農地などに被害が及ばぬよう十分配慮されます。 生活排水は発生せず、雨水については自然浸透となっております。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は子育て世代からの需要が高く、交通の良い申請地において注文住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界をコンクリート擁壁とし、周辺農地への被害が及ばぬよう十分配慮される。 生活雑排水は公共下水道施設へ、雨水は近くの水路を利用して排水する。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 24 号 受付番号 3 番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は第1種農地の転用を認める上で欠くことのできない施設です。		
転用目的	譲受人は受付番号2番の転用をするにあたり、前面道路を拡幅する必要が生じ、不足分について拡幅する計画です。		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は道路用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、道路用地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活雑排水は発生せず、雨水排水については周辺農地への流入など及ばぬよう、近くの水路を利用されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は住宅用地等が連たんし、農地集団規模が10ha未満であるため、第2種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は子育て世代からの需要が高く、交通の便が良い申請地において注文住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲にコンクリート擁壁を設置し、付近に損害を与えぬよう十分配慮されます。 生活雑排水は公共下水道へ流入させ、雨水については既存の排水路へ流入させます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第24号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は近年商業施設の開発が進んだ一方、長年注文住宅用敷地の開発がなく、子育て世代からの相談も多い、申請地区内に注文住宅用敷地を開発する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	擁壁を設置し、隣接農地に影響がないよう十分配慮されます。雨水については造成地内の側溝より既設水路へ排水し、生活雑排水は敷地内の汚水枡より公共下水施設へ排出する。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		